

23.5.2 寄せ集めの意匠

寄せ集めとは、複数の意匠を組み合わせで一の意匠を構成することをいう。

複数の公知の意匠を当業者にとってありふれた手法により寄せ集めたにすぎない意匠。

このような意匠は、公知の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することのできた意匠と認められる。

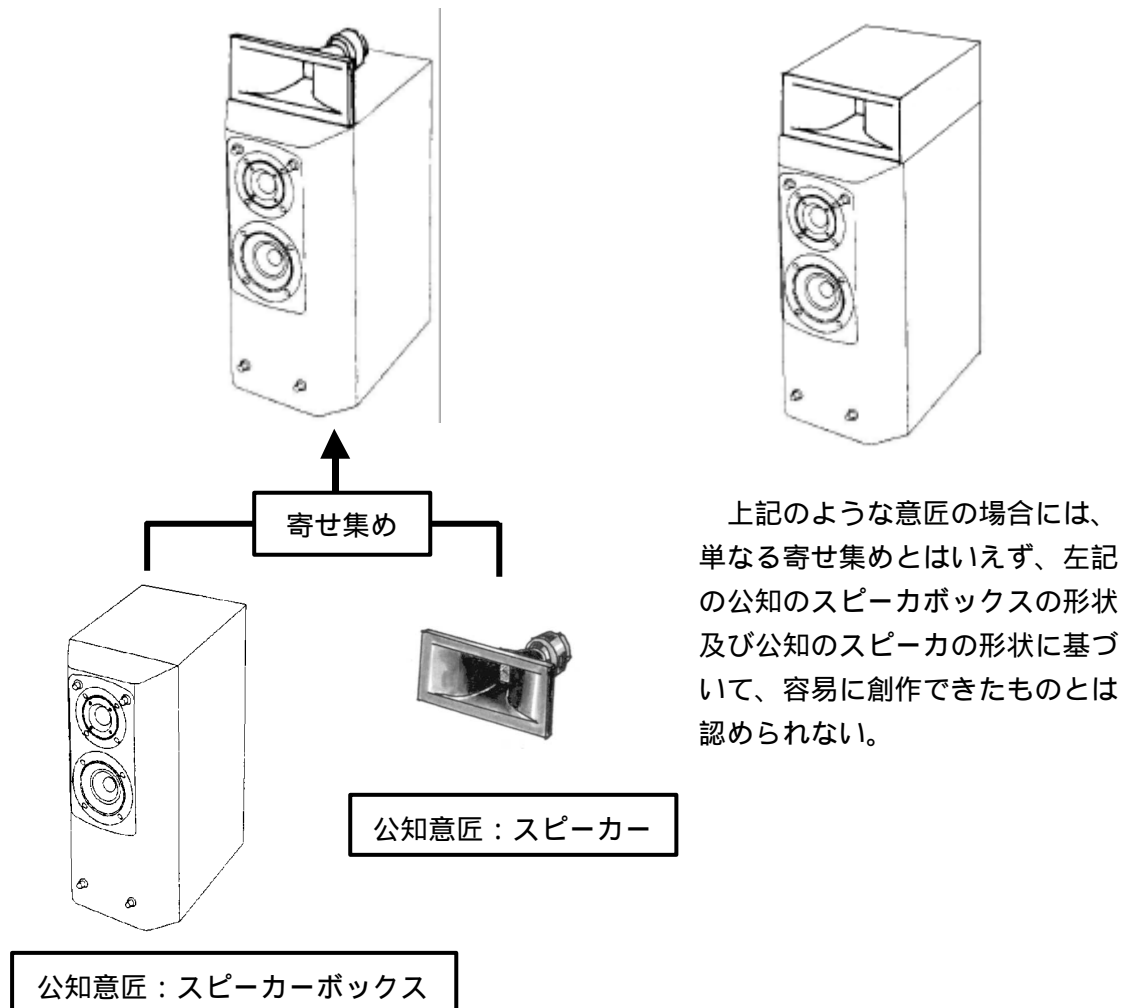
【事例1】

その意匠の属する分野において、音域毎に各種のスピーカーを積み重ねて、一体のスピーカーボックスとすることは、当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「スピーカーボックス」

【容易に創作できたものと認められない事例】

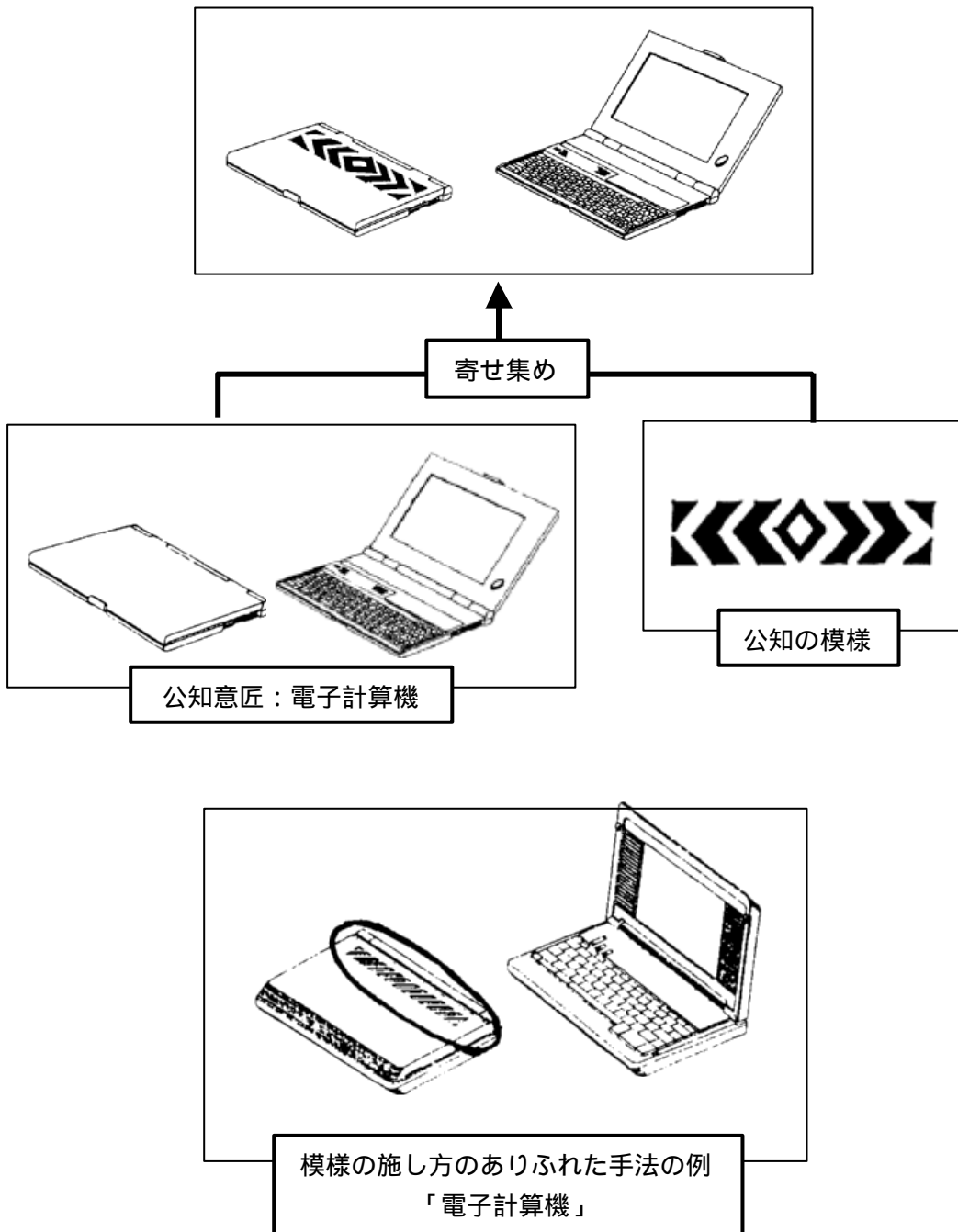


【事例2】

その意匠の属する分野において、電子計算機の蓋部上面に模様を付することは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「電子計算機」

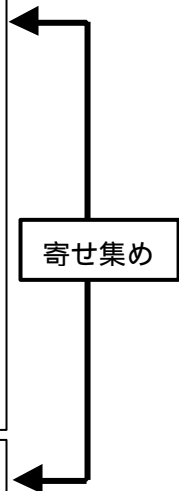
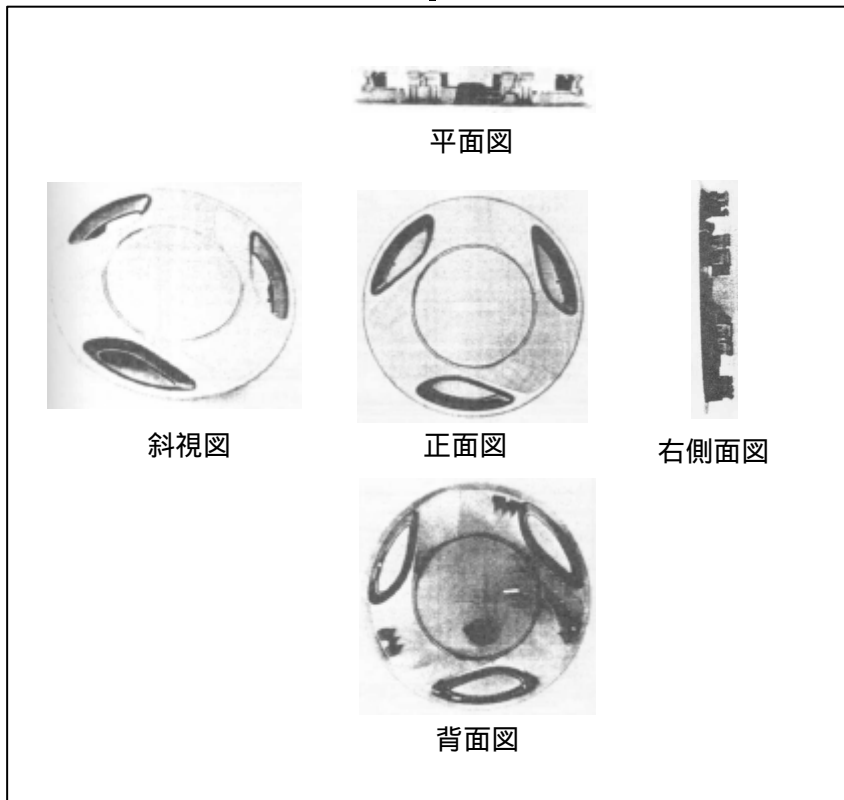
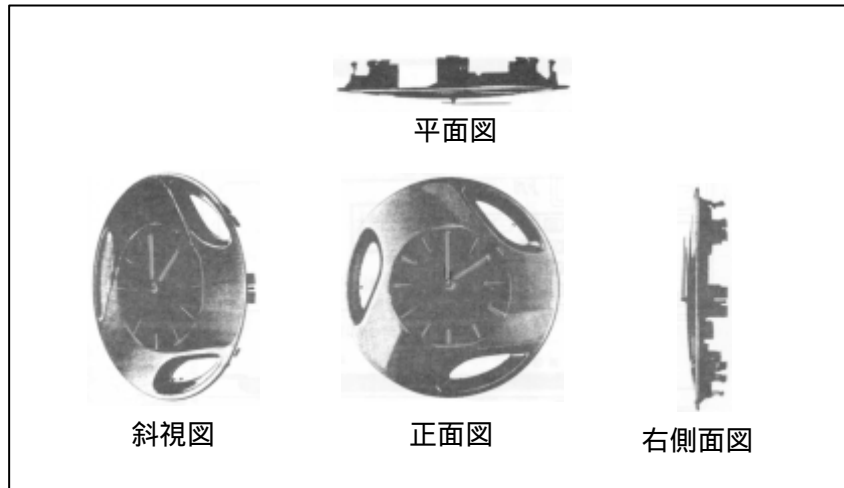


【事例3】

その意匠の属する分野において、様々な具体物等をベースとしてその一部に時計をはめ込むこと、また略円板状ベース部分の中心に時計をはめ込むことは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「時計」



中央にはめ込まれた時計は、周知の意匠である。

23.5.3 配置の変更による意匠

公知の意匠の構成要素の配置を当業者にとってありふれた手法により変更したにすぎない意匠。

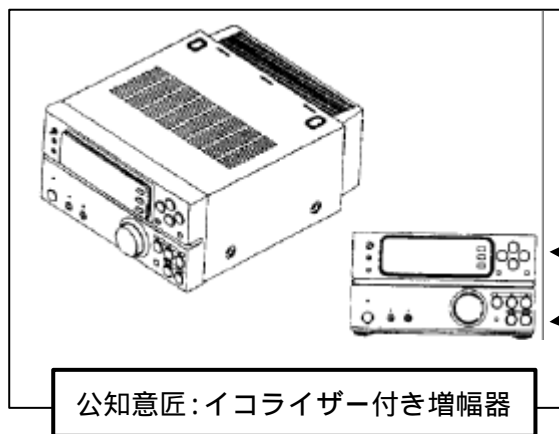
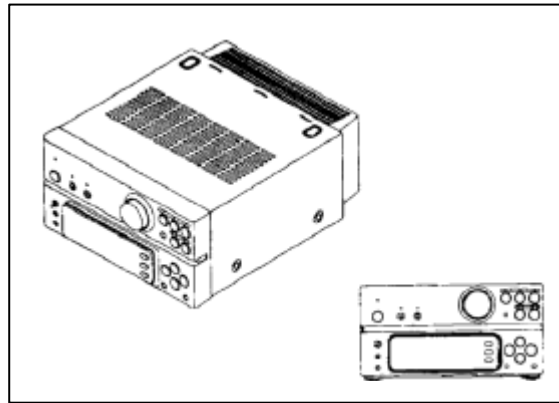
このような意匠は、公知の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することのできた意匠と認められる。

【事例】

その意匠の属する分野について、公知の意匠の通常使用状態においてイコライザー用表示部と増幅器用操作部の配置を変更することは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「イコライザー付き増幅器」



配置の変更